

第7章 熊本地震後の取組み

(1) 環境局防災計画の改訂および災害廃棄物処理計画の策定

熊本地震での対応等を考慮し、平成29年度に環境局防災計画を改訂した。改正点としては、主に以下のような項目が挙げられる。

- ① 広報手法に、コールセンター（ごみゼロコール）およびSNSを追加。
- ② 災害ごみが多量に発生する場合には、他の緊急性を有するごみの処理等を優先。
- ③ 非常態勢時の二次仮置場として、扇田環境センター敷地内と旧城南町焼却施設設置場所を追加（改訂前は旧戸島塵芥埋立地のみ）。
- ④ 災害の規模に応じて、災害廃棄物処理実行計画を策定。
- ⑤ 携帯トイレや簡易トイレから出た便袋は、可燃性災害ごみとして取り扱う。
- ⑥ 広域的な応援体制やごみ処理について、応援要請や経費負担、応援職員の宿泊等について明記。

さらに平成31年1月には、災害廃棄物対策指針（改訂版）（平成30年3月環境省）に基づき、熊本市災害廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を策定した。しかしながら、環境局防災計画と処理計画は、多くの部分で重複していたため、令和元年7月に環境局防災計画を廃止し、処理計画に統合・改定した。また、環境局防災計画に規定していた災害発生前の対応部分を抜き出し、環境局災害警戒マニュアルとして策定した。

(2) 災害協定締結団体との意見交換

平成29年6月15日に、災害協定を締結している団体との意見交換を実施したところ、協定締結団体からは、以下のような意見が挙げられた。

- ① 既存のごみステーション（一次仮置場）以外の収集場所が分かりづらく、対応が困難であった。
- ② 市の複数部署から提供される情報に統一性がなく、道路閉塞箇所への収集依頼が行われるなど、混乱が生じた。時間のロスがあると思われるが、情報を一括管理してほしい。
- ③ 仮置場の管理等の委託を受けた際に、市からの支払に時間がかかったため、当初の資金繰りに苦慮した。

これらの意見を受け、家庭ごみ収集運搬、中間処理委託業者との定期的な協議や災害時特別収集に係る契約書、仕様書、様式の事前提示や定期的見直し等を行うこととした。

(3) 九州3指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定

熊本地震における災害廃棄物処理の経験から、被災状況の把握や他都市への支援要請等を迅速に行うための人員確保等の必要性など、特に初動の重要性を再認識した。

そこで、福岡市、北九州市、本市の3都市間において、発災直後の状況に対応するため、被災していない都市が職員を直ちに自発的に被災市へ派遣するなど、協力体制の構築を図る「九

州3指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定」を平成29年6月1日付で締結した。

本協定の主な内容は、以下のとおりである。

① 趣旨

被災していない都市（支援市）が、自主的な支援により、被災市で生じた廃棄物の処理における初動対応を迅速かつ円滑に遂行することを目的とする。

② 支援

被災した都市の要請を待たず支援市の職員を派遣し、以下の内容に取り組む。

- 1) 被災状況の把握
- 2) 必要な支援の検討および実施
- 3) 国など関係機関への報告・連絡
- 4) 国・他自治体などへの支援要請および連絡・調整など

③ 期間

国などによる広域的な支援組織が構築されるまで（おおむね1週間程度を想定）

④ 平常時の体制

緊急連絡先の情報共有のほか、災害廃棄物の処理に関する研修・演習等による相互の人材育成も行う。



Kumamoto City

News Release

平成29年6月1日

九州3政令市による災害廃棄物処理に関する相互支援協定について

平成28年熊本地震における災害廃棄物の処理に関して、他都市への支援要請や被災状況の把握等に時間を要したなどの課題が生じた。

このような発災時直後の課題に対応するため、熊本市、福岡市、北九州市の3都市は、被災していない都市の職員を直ちに被災市へ派遣するなど、協力体制を構築できるように「九州3指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定」を6月1日付で締結した。

1 協定内容

(1) 趣旨

被害を受けていない都市（支援市）が、自主的に支援することにより、被災市で生じた廃棄物の処理における初動対応を迅速かつ円滑に遂行することを目的とする。

(2) 支援の内容

- ① 被災状況の把握
- ② 必要な支援の検討及び実施
- ③ 国など関係機関への報告・連絡
- ④ 国・他自治体などへの支援要請及び連絡・調整 など

(3) 期間

国などによる広域的な支援組織が構築されるまでの概ね1週間程度を想定。

(4) 平常時の体制

緊急連絡先の情報共有のほか、災害廃棄物の処理に関する研修・演習等による相互の人材育成も行う。

2 他の協定との関連

○災害全体の支援を目的とした協定は「九州九都市災害時相互応援に関する協定」や「21大都市災害時相互応援に関する協定」などがあるが、今回の協定は災害廃棄物処理に特化したものであり、先行する都市間協定を補完するものである。

(イメージ図)

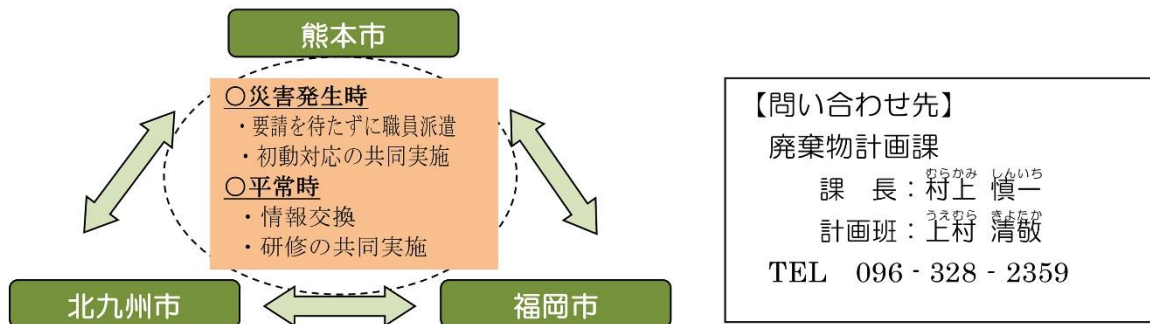


図 7-1-1 九州3指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定（報道資料）